

環境関連税制に関する分科会報告

(概要版)

平成30年3月

目次

1. 環境関連税制に関する分科会について
2. 平成29年度委託調査の概要
3. 諸外国における炭素税の現状
4. 我が国における炭素税の将来像

環境関連税制に関する分科会

1 設置趣旨

環境関連税制に関して、今後の東京都税制調査会の議論に資する事項について調査・分析を行うことを目的として設置。

2 委員

小林 航 千葉商科大学政策情報学部教授

諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授

◎吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

◎は分科会長

3 開催経過

(開催日時)

第1回 平成28年12月22日(木)

第2回 平成29年 3月16日(木)

第3回 平成30年 1月18日(木)

(議 事)

平成29年度委託調査のテーマ選定

平成29年度委託調査内容の検討

平成29年度委託調査中間報告

我が国における炭素税の将来像について検討

平成29年度委託調査の概要

委託調査の概要

1 件名

炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する
国際比較調査・分析等委託

2 目的

- ・ 我が国で排出される温室効果ガスの約9割は、エネルギー利用に由来する二酸化炭素(エネルギー起源CO₂)となっており、今後、エネルギー起源CO₂排出抑制対策を強化していくことが不可欠。
- ・ このような背景を踏まえ、平成24年度「地球温暖化対策のための税」(温対税)が創設された。
- ・ 温対税の税率は、CO₂排出量1tあたり289円と諸外国と比べ著しく低く、実質的に排出抑制のインセンティブはあまり機能していないなど様々な課題が存在。
- ・ 平成28年度に最終税率への引上げが完了したこともあり、温対税については、制度の評価・見直しが今後本格化していくことが予想される。
- ・ そこで、諸外国における炭素税の先行事例と我が国の社会経済状況及び国・地方を通じた税財政制度を踏まえた上で、東京都税制調査会において、温対税の将来像を検討するための基礎となる調査・分析を行う。

3 契約方式

企画案コンペ方式

4 調査期間

平成29年度中

委託調査の視点

視点① 「炭素税の導入及び税率引上げプロセスにおける国民・産業界との合意形成手法」を重点的に調査・分析

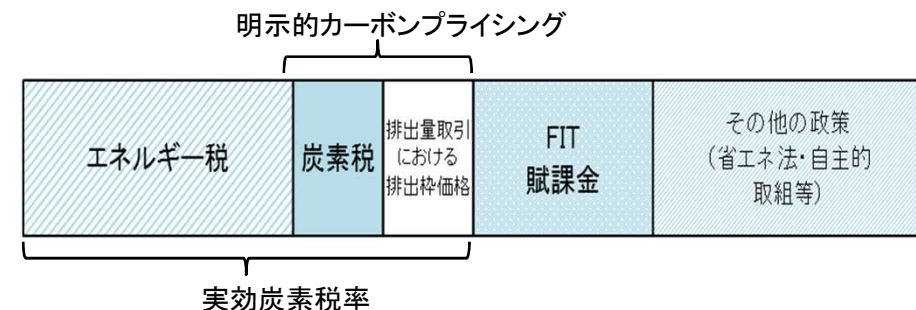
導入及び引上げに際して、社会的なコンセンサスを得るための国民や産業界に対するコンサルテーションプロセスや政策措置（炭素税収の活用、家計・産業への配慮措置等）について調査、分析

視点② 国と地方の役割分担について調査

サブナショナルレベルで炭素税を導入しているカナダのブリティッシュコロンビア州、アルバータ州について調査を行い、州政府と連邦政府との間における調整や協議等の経緯、税収配分等について調査

視点③ 炭素税・排出量取引にエネルギー税を含めた「実効炭素税率」を調査することで、実質的な負担を把握

国内経済の実質的な負担について議論する際には、明示的なカーボンプライシングだけでなく既存のエネルギー税を含めた視点が重要との指摘もことから、炭素税と排出量取引に既存のエネルギー税を含めた実効炭素税率を算出



調査項目

(1) 諸外国の状況(日本を含む)

ア 地球温暖化対策に関する基本的事項

- ・地球温暖化対策を巡る近年の動向
- ・地球温暖化対策における炭素税の意義と目的
- ・各部門における排出量と政策措置
- ・主な政策措置の関係性
- ・カーボンプライシングにエネルギー税を含めた負担状況
(実効炭素価格)

イ 炭素税の課税状況

- ・税の仕組み
(新税として導入、既存税制に炭素含有量の視点を組込む等)
- ・課税客体
(課税対象となる化石燃料等)
- ・課税ポイント
(納税義務者、特別徴収義務者)
- ・課税主体(国・地方)
- ・税率水準
(将来的な引上げ目標を含む)
- ・税負担軽減措置の対象、方法
(CCS、CCU導入施設に対する軽減措置を含む)
- ・今後の炭素税の見通し

ウ 炭素税の歳入・歳出状況

- ・税収規模
- ・会計処理(一般会計、特別会計)
- ・国と地方の税収配分
- ・税収用途等

エ 炭素税による温室効果ガス削減効果とその評価

オ 炭素税の導入及び引上げプロセスにおける合意形成手法とその評価

- ・炭素税導入及び引上げの経緯
- ・州政府と連邦政府との間における調整や協議等の経緯
- ・連邦政府が炭素税又は排出量取引の全州導入を決定した経緯

- ・合意形成手法とその評価(炭素税収の活用、税負担軽減措置等)
- ・低所得世帯に対する家計負担緩和策とその評価

カ 炭素税導入及び引上げ後の課題と対応

- ・合意形成過程における課題と対応
- ・税務事務執行上の課題と対応

カナダのみ

諸外国の先行事例と我が国の状況を踏まえ、温対税の将来像について検討

(2) 温対税の将来像に関する考察・提言

- 1 課税の仕組みについて
- 2 税率について
- 3 税収について
- 4 家計・産業への配慮措置について
- 5 合意形成手法について

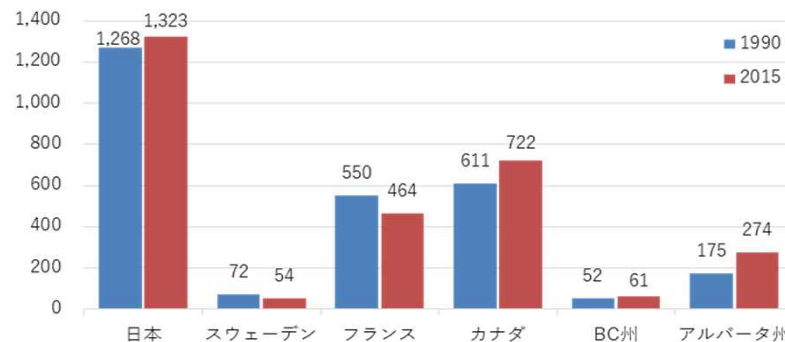
調査対象国

日本を含めた下記の4か国を調査

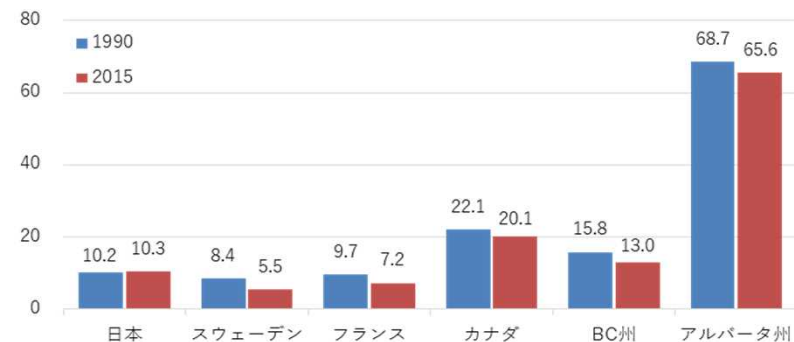
対象国	概要・選定のポイント
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 1991年炭素税導入。税率は現在世界最高。 産業に対する軽減税率の設定や税金を活用した家計や企業への影響緩和の事例。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 2014年炭素税導入。世界で最も長期の2030年の税率引上げ見通しを既に発表。 特別会計と一般会計を併用した事例。
カナダ	ブリティッシュ・コロンビア(BC)州 <ul style="list-style-type: none"> 2008年炭素税導入。北米で初。導入時に5年先までの税率引上げ見通しを提示。 税金中立な仕組みの事例。
	アルバータ州 <ul style="list-style-type: none"> 2017年炭素税導入。 大規模事業者対象のベースラインアンドクレジット制度との併用事例。
	連邦政府 <ul style="list-style-type: none"> 2016年連邦カーボンプライシング提案発表。各州・準州に炭素税あるいは排出量取引制度の実施を求める。国と地方の連携の事例。
日本	<ul style="list-style-type: none"> 上記諸外国の事例をもとに、今後の日本の炭素税のあるべき姿について検討を行う。

(参考) 各国温室効果ガス排出量の規模

<排出量(MtCO₂e、LULUCF除く)>



<1人当たり排出量(tCO₂e、LULUCF除く)>



(出典)「GHG Profiles - Annex I」(UNFCCCウェブサイト)、Environment and Climate Change Canada(2017)「National Inventory Report 1990-2015-Part 3」、World Population Prospects: The 2017 Revision、Newfoundland and Labrador Statistics Agency資料より作成。

(参考) 「地球温暖化対策のための税」の概要

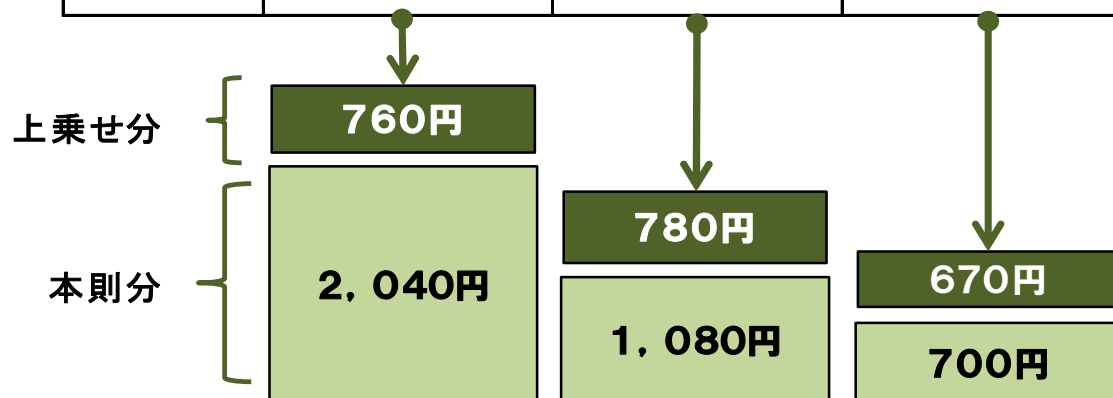
- 全化石燃料に対して課税する石油石炭税に、CO2排出量に応じた税率（289円/Co2トン）を上乗せ
- 平成24年10月1日から施行し、3年半かけて税率を段階的に引き上げる
- 課税主体は国、納税義務者は「原油等を採取する者」及び「原油等を保全地域から引き取る者」
- 税収は、エネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

税率(段階的引き上げ)

	原油・石油製品 [1klあたり]	ガス状炭化水素 [1tあたり]	石炭 [1tあたり]
24年度 (10月1日~)	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円

税収

税収 [上乗せ分]	税収 [石油石炭税全体]
約390億円	5,669億円
約1,700億円	6,307億円
約2,600億円	6,880億円



(参考) 平成29年度 東京都税制調査会答申 「地球温暖化対策のための税」(抜粋)

(「地球温暖化対策のための税」の創設)

・ 温対税は、化石燃料の利用に対し、CO₂排出量に応じて課されることから、排出抑制のインセンティブとなる面は認められるものの、現在の税率はCO₂排出量1トン当たり289円と、諸外国と比べ著しく低いため、実質的には排出抑制のインセンティブはあまり機能しておらず、事実上、財源調達機能しか果たしていない。

(化石燃料に対する税負担のあり方)

- ・ エネルギー起源CO₂の排出を抑制していくためには、今後はより一層、化石燃料に対して、CO₂排出量に応じた税負担を求めていく必要がある。温対税が創設されたとはいえ、化石燃料のうち、灯油・重油、天然ガス、石炭については、その流通・消費段階、いわゆる下流で、個別税目による課税がなされておらず、全ての化石燃料間の価格体系を是正するまでには至っていない。しかも、諸外国と比べ、我が国ではいずれの化石燃料に対する税負担も低い水準にとどまっている。
- ・ 現実的な課税方法は、温対税の更なる税率の上乗せが妥当であると考える。
- ・ 温対税については、現時点で更なる税率の引上げは予定されておらず、今後重課していく余地があると言ってよい。もっとも、更なる税率の上乗せを行う場合には、所得に対して逆進的であることに留意するとともに、社会・経済活動及び我が国における企業の国際競争力に影響を及ぼすとの意見を踏まえる必要がある。
- ・ 家計負担緩和に関する取組については、カナダのアルバータ州の例が参考となる。同州では炭素税を課税する一方、家計への支援措置として、中・低所得者層を対象に一定額を還付するなど、歳出による対応を行っている。また、エネルギー多消費産業に対しては、国際競争力の維持を目的として、多くの国で税負担軽減措置を講じている現状がある。
- ・ 温対税の税率引上げに係る検討にあたっては、家計や企業の負担に十分配慮するとともに、社会的なコンセンサスを得る道筋を明らかにしていくことが重要である。

(「地球温暖化対策のための税」に関する諸課題)

- ・ 我が国の温対税の使途については、エネルギー起源CO₂排出抑制対策に限定され、事実上の目的税に近いものとなっており、必ずしも使い勝手が良いとは言えない。
- ・ 温対税の更なる税率の上乗せを行う場合には、国と地方で適切に税収を配分するなど、地方自治体の役割に見合った財源確保のあり方を検討する必要がある。現行の温対税における地方への財源配分方法は、税収をエネルギー対策特別会計に繰り入れ、これを補助金として交付するものであるが、これでは地方自治体の自主性を発揮することは困難である。各地方自治体への具体的な財源配分のあり方は今後の課題となるが、その使途は地方自治体の裁量に委ねることを検討するべきである。

諸外国における炭素税の現状
－ 調査結果の横断的整理

1. 各国炭素税の概要整理

国名 (税目)	導入年	税率 (円/tCO ₂)	税収規模 (億円[年])	税収用途	減免措置
日本 (地球温暖化 対策税)	2012	289	2,600 [2016年]	<ul style="list-style-type: none"> • 特別会計 • 省エネ対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO₂排出抑制 	<ul style="list-style-type: none"> • 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等
スウェーデン (CO ₂ 税)	1991	15,700 (119EUR)	3,214 [2016年]	<ul style="list-style-type: none"> • 一般会計。 • 税収相当分を労働税の負担軽減、低所得者層の負担軽減に活用。 	<ul style="list-style-type: none"> • EU-ETS対象企業は免税。 • EU-ETS対象外の産業は20%減税。 • CHPの熱生産や原料使用、発電等に使用される燃料は免税
フランス (炭素税)	2014	4,000 (30.5EUR)	7,902 [2016年]	<ul style="list-style-type: none"> • 一般会計と特別会計の併用。 • 競争力・雇用税額控除、交通インフラ資金調達庁の一部、及び、エネルギー移行のための特別会計に充当 	<ul style="list-style-type: none"> • EU-ETS対象企業は免税。 • エネルギー集約型産業は減税。 • 原料使用、燃料の製造、発電用燃料等は免税。農業に使用される燃料等は一部還付。
カナダBC州 (炭素税)	2008	2,700 (30CAD)	1,109 [2016年]	<ul style="list-style-type: none"> • 一般会計。 • 他税(法人税等)の減税により納税者に還付 	<ul style="list-style-type: none"> • 越境輸送に使用される燃料、農業用燃料、燃料製造に使用される産業用原料使用等は免税。
カナダAB州 (炭素税)	2017	1,800 (20CAD)	943.4 [2017年 推計値]	<ul style="list-style-type: none"> • 特別会計。 • 中小企業の法人税減税や家計への還付、省エネ施策導入支援等に活用 	<ul style="list-style-type: none"> • 大規模事業者、燃料生産事業者、州外への輸出は対象外。農業用燃料、バイオ燃料、越境航行の燃料、燃焼以外の工業プロセス用燃料等は免税。

(注1) 税率は2017年3月時点。税収は取得可能な直近の値。

2. 炭素税導入及び税率引上げに係る合意形成手法(成功のポイント)

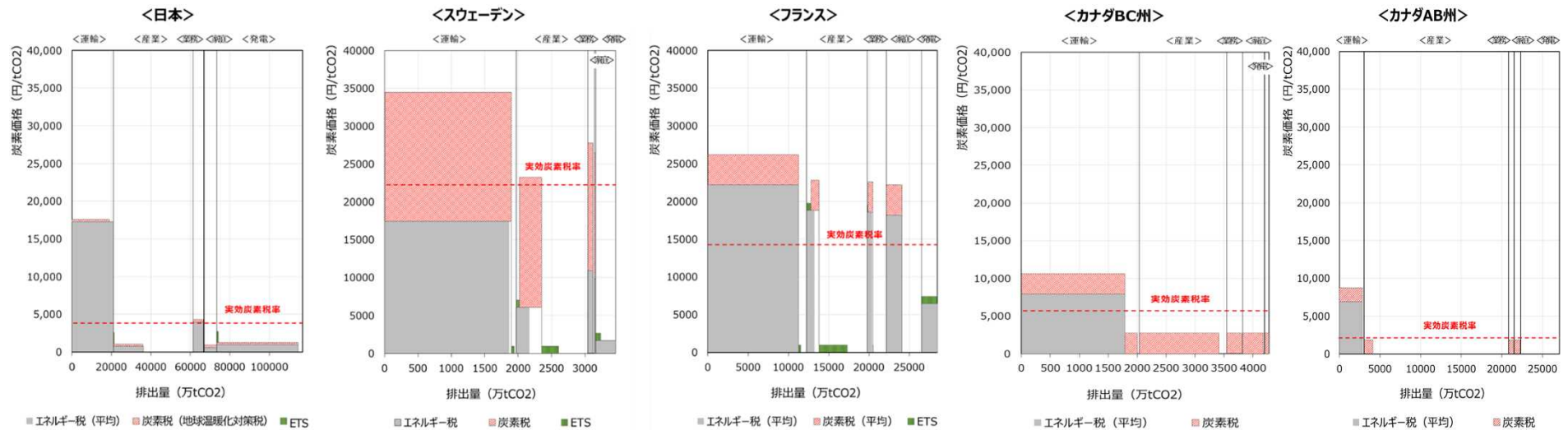
- 諸外国では、①長期的な引上げ見通しの提示、②炭素税収の効果的な活用、③産業界及び国民を巻き込んだ会議体の活用により、コンセンサスを醸成し、炭素税の導入や税率引上げに成功。

国	①長期的な引上げ見通しの提示	②炭素税収の効果的な活用	③産業界及び国民を巻き込んだ会議体の活用
スウェーデン	税率引上げの見通しを事前にアナウンスし、産業用軽減税率の廃止に対する順応期間を設定	導入時には労働税の負担軽減、税率引上げ時には所得税の負担軽減に活用	産業界とコンサルテーションプロセスを経て政策を実施
フランス	2030年までの引上げ見通しを既に提示	特別会計と一般会計を併用し、企業の雇用に係る負担の軽減や再エネ導入支援に活用	産業界や消費者など様々なステークホルダーを巻き込んだ複数の会議(エコロジー税制に関する専門委員会、国民環境会議)を開催
カナダ BC州	導入時に、5年先までの引上げ見通しをアナウンス	税収中立的な運用により、所得税や法人税の引下げに活用	—
カナダ アルバータ州	—	特別会計とし、家計への一律還付や法人税の減税、企業の技術開発支援等に活用	有識者会議の設置と、パブリックコンサルテーションの実施とともに、政府と産業界との非公式の議論を複数回実施
カナダ 連邦政府	ベンチマークとして、2022年までの価格水準の目安を提示	連邦カーボンプライシング提案の下での収入は州の裁量	連邦政府や州政府によって構成される、作業部会が発足

3-1. 日本の炭素価格の水準（実効炭素税率）

- 日本の価格水準は、諸外国と比べて低い（カナダAB州を除く）。特に、炭素比例の税率価格水準を示す赤部分は極めて小さい。
- 日本の炭素価格のカバー率は、他国同様、運輸・業務・家庭で高く、産業で低い（カナダBC州を除く）。

日本及び諸外国における実効炭素税率の比較（部門別：運輸・産業・業務・家庭・発電）



（特徴）
 ・炭素比例の税率水準が極めて小さい
 ・運輸部門の負担水準が大きい

（特徴）
 炭素税がエネルギー税の水準を上回る

（特徴）
 炭素税の税率引き上げを予定しており、経済全体の価格水準が継続的に高まる

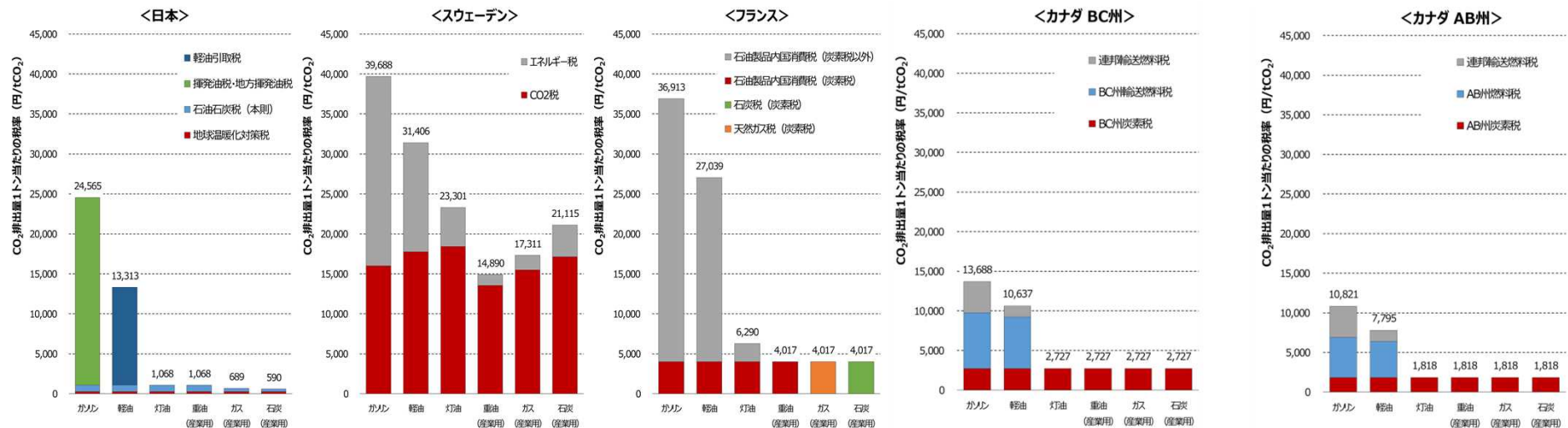
（特徴）
 炭素税の軽減措置が少なく、経済全体をカバー

（特徴）
 これまで対象でなかった産業・業務・家庭部門に新たな価格シグナルを付与

3-2. 日本の炭素価格の水準（燃料別の税率水準）

- 日本は、運輸部門に対する課税（ガソリンや軽油等）の負担が大きく、**産業用燃料である重油や天然ガス、石炭の負担水準は著しく低い**
- **炭素比例の水準を示す赤部分は、諸外国と比較して著しく低い**

日本及び諸外国における燃料別の税率水準(CO2排出量1トン当たり)



(出典) 平成29年度主税局委託調査 炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析

4-1. 地球温暖化対策のための税のCO2排出削減効果

○ 地球温暖化対策のための税の効果のほとんどは財源効果によるものである

地球温暖化対策のための税によるCO₂削減効果の推計

2030年	
価格効果	242万トン (2013年度の年間CO ₂ 排出量の0.2%に相当)
財源効果	5,166万トン (2013年度の年間CO ₂ 排出量の4.2%に相当)
計	5,408万トン (2013年度の年間CO ₂ 排出量の4.4%に相当)

財源効果に含まれていない要素(スライド5手順①参照)

- 行政事業レビューからCO₂削減量を把握できない事業
- 技術開発関係事業
- 国際関係事業

注1 2013年度のCO₂排出量は1,235百万トン(日本の約束草案)。

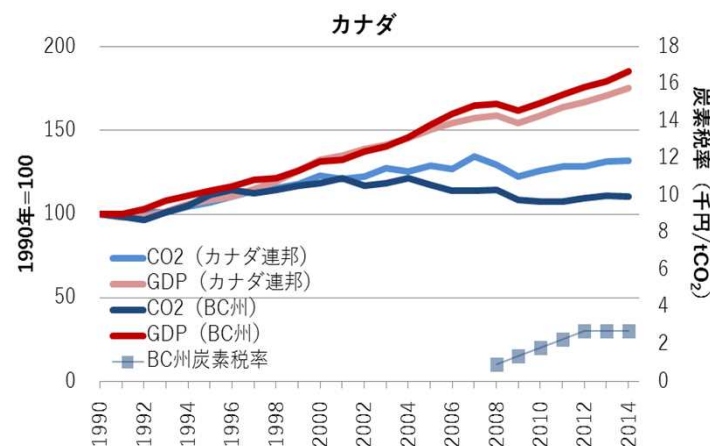
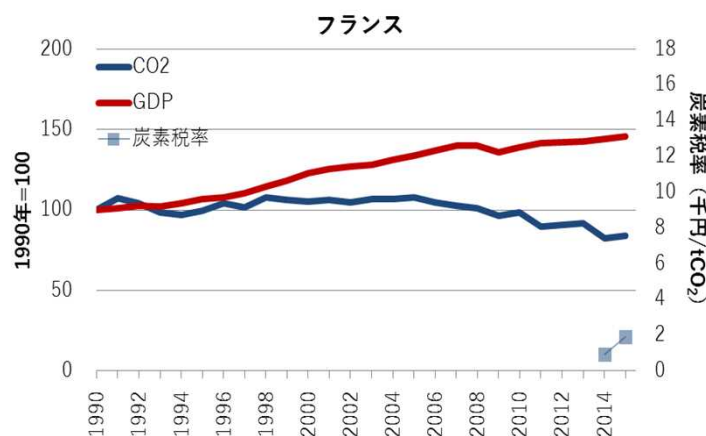
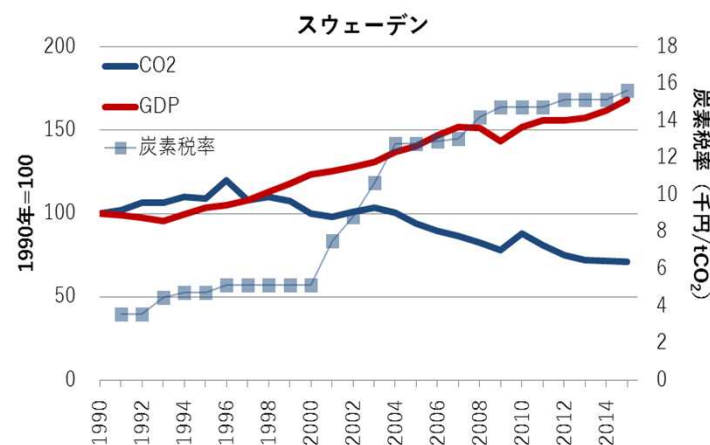
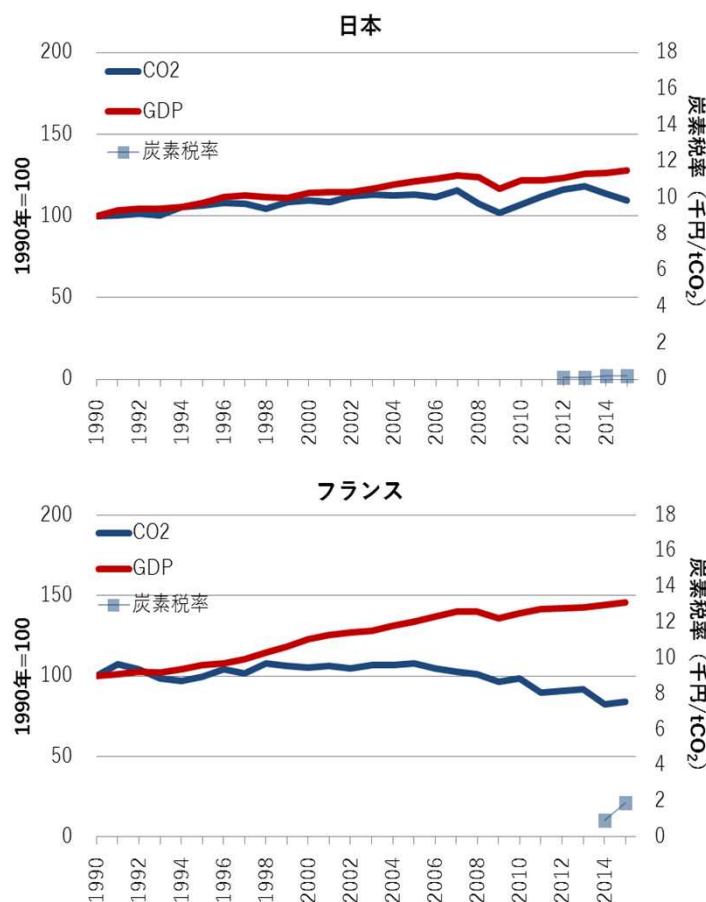
注2 価格効果及び財源効果の他、税導入によるいわゆるアナウンスメント効果なども期待されるが今回の推計には含まれていない。

注3 表中の数字の合計は有効数字の関係から必ずしも総数と一致しない。

(出典)環境省(2017)第4回税制全体のグリーン化推進検討会 資料2「地球温暖化対策のための税による環境効果の分析について」。

4-2. 地球温暖化対策のための税のCO2排出削減効果 (CO2排出量とGDP及び炭素税率の推移)

- 1990年代以降、諸外国では、CO2排出量の削減とGDPの成長を両立する「デカップリング」が進んでおり、炭素税の導入により加速
- 一方、日本はCO2排出量が増加、GDPは横ばいの状態が続いている



(出典) CO2及びGDPはIEA(2016)「CO2 Emissions from Fuel Combustion 2016」、BC州(2017)「British Columbia Greenhouse Gas Emissions」より作成。税率及び
税収は各国政府資料よりみずほ情報総研作成。

諸外国における炭素税の現状
－ 論点ごとの整理

炭素税の制度設計における論点と日本の課題

論点	日本の課題
1. 課税の仕組みについて	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新税として導入／既存の税の組み替え ➤ 上流課税／下流課税、徴税方法 ➤ 炭素税以外の施策とのポリシーミックス 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存の地球温暖化対策税との関係 ➤ 中流・下流の個別燃料税とのすみ分け ➤ 産業界の取組みや地方の施策との整合
2. 税率について	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 税率の設定方法・水準 ➤ 長期の見通し 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現状極めて低い税率を引上げる方法 ➤ 長期目標との関係
3. 税収について	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般会計／特別会計 ➤ 家計・企業への還流／排出削減対策に活用 ／財政需要に応じ活用／地方への配分 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現状の特別会計との関係 ➤ 政府の財政需要(財政赤字・社会保障) 産業の負担軽減、地方への配分
4. 家計・産業への配慮措置について	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 減免措置 ➤ 税率設定 ➤ 税収の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原料使用や大規模事業者の扱い ➤ 将来の引上げ見通しの不確実性 ➤ 税収の柔軟な活用が困難
5. 合意形成手法について	

論点1 課税の仕組みについて

国	課税の仕組み
日本	<ul style="list-style-type: none"> 既存エネルギー税への上乗せ税率。 最上流で課税。 中流以下で、その他のエネルギー税が個別燃料に課される。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 新税として導入。 登録制度。登録事業者から登録事業者以外に販売される場合、あるいは登録事業者が消費する場合(登録事業者間の取引は非課税)に課税。 EU-ETS対象事業者は炭素税が免税。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 既存エネルギー税への上乗せ税率。既存税を組み替える形で導入。 自己申告制。納税義務者は免税措置対象分を差し引いた額を政府に納税し、監査を受ける。 EU-ETS対象事業者は炭素税が免税。
カナダ BC州	<ul style="list-style-type: none"> 新税として導入。 保障スキームによる下流課税。(州政府には間接税を課す権限が無いいため、直接税とするための設計) 特に対策が必要なLNGプラントに対してベースラインアンドクレジット制度を導入(免税なし)。
カナダ AB州	<ul style="list-style-type: none"> 新税として導入。 州内で産出された燃料は購入者(中流)、州外から購入された燃料は輸入業者(上流)が納税。 大規模事業者はベースラインアンドクレジット制度の対象となり、炭素税は免税。

※青字は各国・地域の制度の特長を表す。

論点2 税率について

国	税率水準・引上げ方法
日本	<ul style="list-style-type: none"> 2012年の導入時に、税率を3段階で引上げることにした。2016年4月に最終引上げが完了。 以降の引上げ見通しは示されていない。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 2000年代前半、所得税からの課税シフトの一環で、標準税率を大幅に引上げ。 2000年代後半、削減目標達成に向けた取組み強化の一環で、産業用税率を大幅に引上げ。 その他、インフレ率に応じて少しずつ税率を引上げ。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 2014年の導入時に3年先までの税率引上げ幅を提示。 2015年、2030年に向けた長期の引上げ見通しを提示。 2017年、2018年予算案において2022年までの税率引上げ見通しを提示。
カナダ BC州	<ul style="list-style-type: none"> 2008年の導入時に5年先までの税率引上げ幅を提示。 2017年、2021年までの引上げ見通しを提示。
カナダ AB州	<ul style="list-style-type: none"> 2017年の導入時に2018年の税率についても提示。 連邦政府のベンチマークに従い、今後の引上げが行われる予定。

※青字は各国・地域の制度の特長を表す。

論点3 税収について

国	税収使途
日本	<ul style="list-style-type: none"> すべて特別会計。 省エネや再エネプロジェクトに活用。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> すべて一般会計に入り、政府の財政需要に応じて活用。 1991年の導入時には<u>労働税の負担軽減</u>、2000年前半の税率引上げ時には<u>所得税の負担軽減</u>等に、炭素税の税収相当分を活用。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と特別会計の併用。 税収は<u>企業の労働コストの削減</u>や<u>再エネ普及支援</u>に活用。
カナダ BC州	<ul style="list-style-type: none"> すべて一般会計。 毎年の予算案において、3年先までの税収使途を公表。主に<u>低所得層の所得税引下げ</u>及び中小企業の<u>法人税の減税</u>に活用され、税収中立的に運用。
カナダ AB州	<ul style="list-style-type: none"> すべて特別会計。 一部を家計への一律還付や中小企業の法人税引き下げに活用。残りは企業や家計の省エネ機器導入支援、<u>企業の技術開発支援</u>、インフラ投資等に活用。

※青字は各国・地域の制度の特長を表す。

論点4 家計・産業への配慮措置について

国	配慮措置	
	家計	企業
日本	<ul style="list-style-type: none"> • (税率) 低い税率 	<ul style="list-style-type: none"> • (減免措置) 原料使用は免税 • (税率) 低い税率 • (税金) 省エネ・再エネの促進への税金活用
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> • (税率) 段階的に引上げ • (税金) 所得税の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> • (減免措置) 原料使用は免税。EU-ETS対象企業は2011年の有償割当開始後に免税 • (税率) 産業用軽減税率を設定。軽減幅を事前アナウンスの上で段階的に縮小 • (税金) 労働税の負担軽減、社会保障負担の軽減
フランス	<ul style="list-style-type: none"> • (税率) 輸送用燃料の税率を一部組み替え 	<ul style="list-style-type: none"> • (減免措置) 原料使用は免税、EU-ETS対象企業は免税 • (税率) 長期引上げ見通しを提示 • (税金) 企業の労働コスト削減、再エネ普及支援
カナダ BC州	<ul style="list-style-type: none"> • (税率) 段階的に引上げ • (税金) 所得税の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> • (減免措置) 原料使用は免税 • (税率) 段階的に引上げ • (税金) 法人税の減税、研究開発税控除
カナダ AB州	<ul style="list-style-type: none"> • (税金) 各世帯に還付、省エネ機器導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> • (減免措置) SGER制度の対象となる大規模排出事業者は免税 • (税金) 中小企業の法人税減税、研究開発税控除

※青字は各国・地域の制度の特長を表す。

論点5 合意形成手法について

国	合意形成手法
日本	<ul style="list-style-type: none"> 中央環境審議会や政府税制調査会において地球温暖化対策税の導入に向けた議論を実施。 民主党への政権交代を経て、2012年10月に導入。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税の導入及び税率引上げ時には、<u>産業界とコンサルテーションプロセス</u>を経て実施。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <u>産業界や消費者など様々なステークホルダーを巻き込んだ複数の会議</u>(エコロジー税制に関する専門委員会、国民環境会議)を開催。国民的気運を高めた。
カナダ BC州	<ul style="list-style-type: none"> 税込中立的な炭素税の運用により、企業の反対を緩和し、家計の負担を軽減。 2017年、新政権が発足。2018年以降の炭素税の引上げ見通しを発表。
カナダ AB州	<ul style="list-style-type: none"> 約40年ぶりに政権交代により、気候変動対策に後ろ向きであった前政権から大きく方向転換。 有識者会議の設置と、<u>パブリックコンサルテーション</u>の実施とともに、政府と<u>産業界との非公式の議論</u>を複数回実施。
カナダ 連邦政府	<ul style="list-style-type: none"> 10年ぶりの政権交代により、気候変動対策に後ろ向きであった前政権から大きく方向転換。 連邦政府や州・準州の役人によって構成される作業部会が発足し、<u>カーボンプライシング作業部会</u>が設置された。

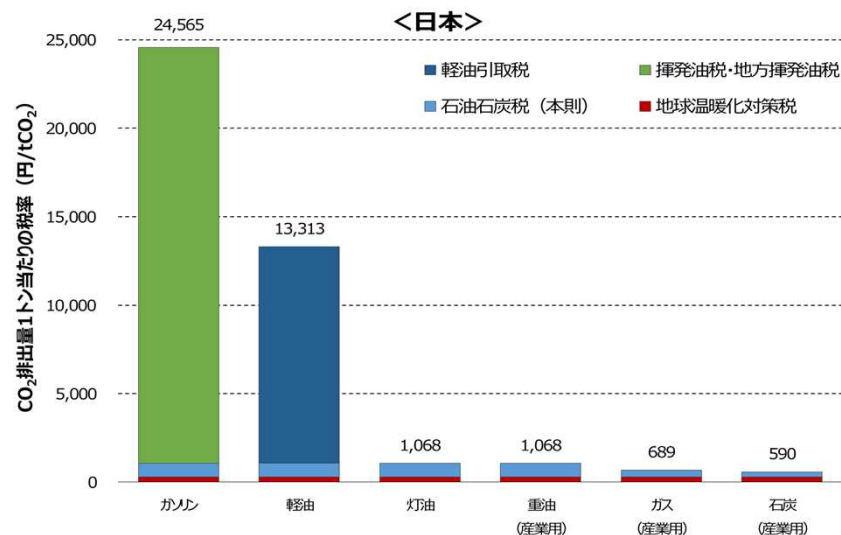
※青字は各国・地域の制度の特長を表す。

我が国における炭素税の将来像

提言1-1 課税の仕組みについて

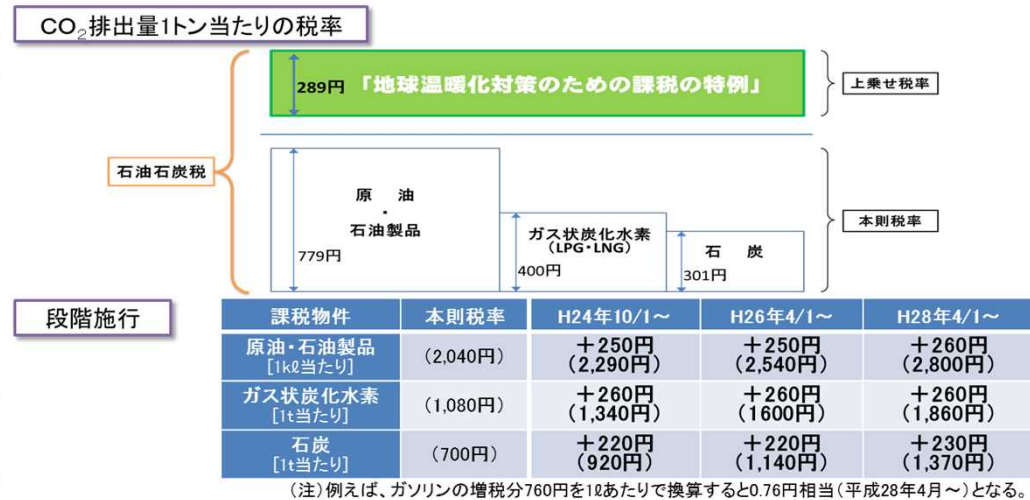
- 日本では、既存のエネルギー税が複数存在する上に、CO2トン当たりの税率水準が590円/tCO2（石炭）～24,565円/tCO2（ガソリン）と大きく異なる状況にある。また、石油石炭税の本則税率をCO2トン当たりに換算すると、石炭と原油の税率には2倍以上の差がある
- 第1段階として、**石油石炭税の本則部分の課税標準を固有単位当たりからCO2排出量当たりに変更することは、1つの選択肢**

日本における燃料別の税率水準 (CO2排出量1トン当たり)



(出典) 平成29年度主税局委託調査
炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析

日本の石油石炭税及び地球温暖化対策税の税率

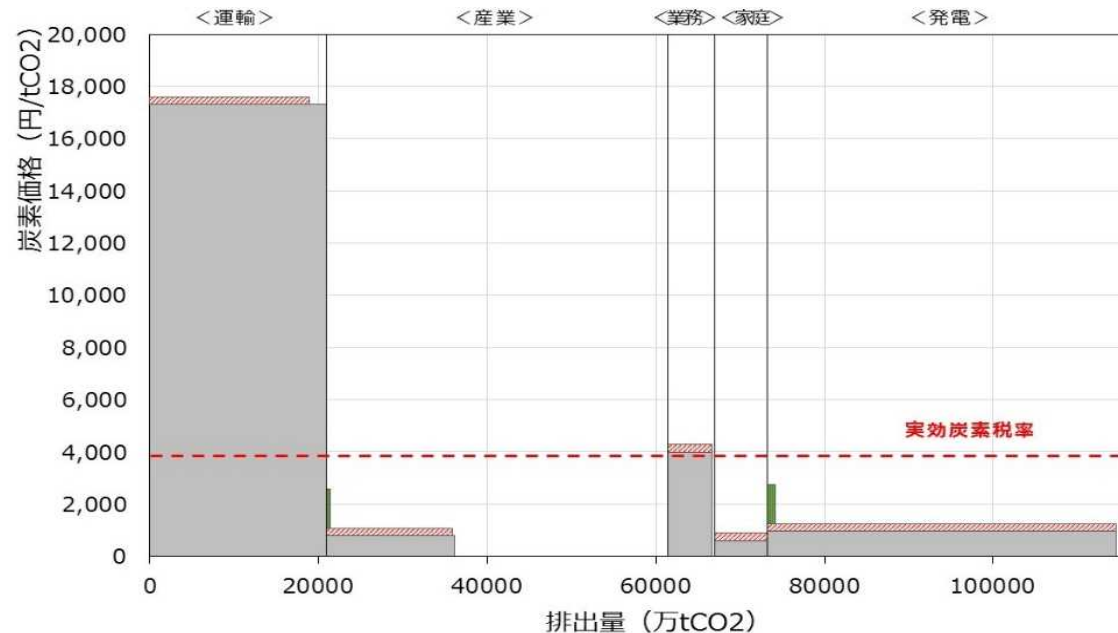


(出典) 環境省 (2016) 税制全体のグリーン化推進検討会 (第1回)
資料3「国内外における税制のグリーン化に関する状況について」

提言1-2 課税の仕組みについて

- 日本は、産業部門の排出量の半分以上が課税されていない。その部分の多くは原料用エネルギーに対する免税措置に起因し、諸外国も日本と同様の状況
- 一方、欧州やAB州では鉄鋼などの大規模排出事業者は排出量取引制度の対象。日本でも、企業の国際競争力の問題に留意しつつ**炭素税単体での施策を越えて、ポリシーミックスの実施等を通じて、CO2を排出する行為に対し幅広く排出削減インセンティブを付与する方策について検討していくことが求められる**

日本における部門ごとの実効炭素税率の水準

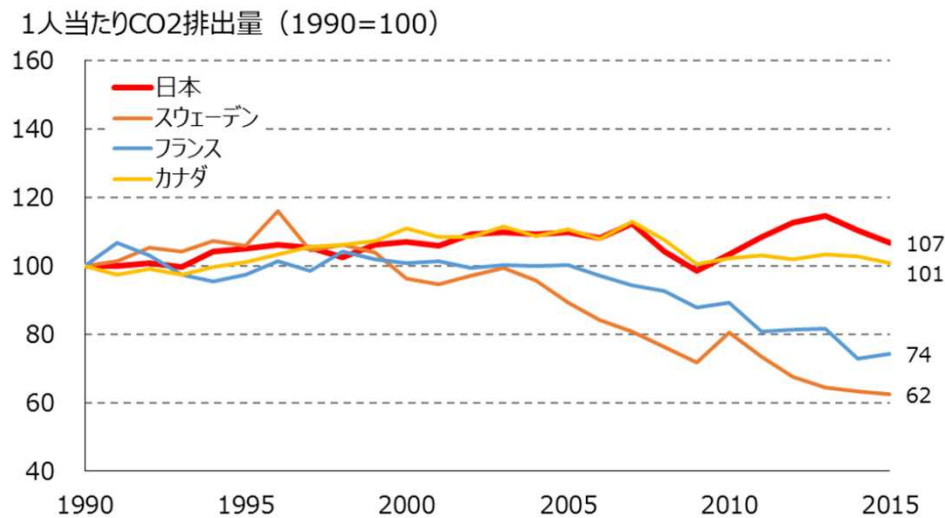


(出典)平成29年度主税局委託調査 炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析

提言2 税率について

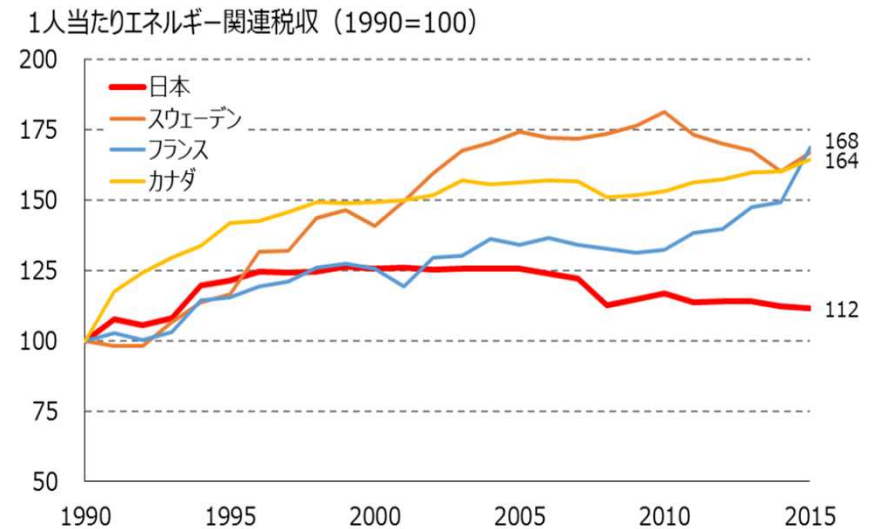
- 税率の設定に際しては、**排出削減目標の達成に必要な価格水準を設定する**、あるいは**周辺国の価格水準を参考にする**のも一つの手法
- 諸外国が着実に1人当たりCO2排出量を削減している中、日本は増加している。また、炭素税の税率上げが行われていないため、**税金が伸び悩んでいる**。**中長期的な税率の引上げ見通しを示すことは、人々の行動や投資を低炭素なオプションに転換させる上で有効。将来の炭素価格引上げの道筋を示すべき**

1人当たりCO2排出量の推移



(出典) IEA CO2 Emissions From Fuel Combustion 2017、UN World Population Prospects: The 2017 Revision 等より作成。

1人当たりエネルギー関連税金の推移



(出典) OECD Revenue Statistics、UN World Population Prospects: The 2017 Revision 等より作成。

提言3 税収について

- 既存の特別会計の枠組みは一定程度維持しつつ、炭素税の引上げにともなう**増収分は一般会計化し、幅広い用途に活用できる仕組みとすべき**
- **税収の一部を、企業の負担軽減**（法人税の減税、社会保障負担の軽減等）**及びイノベーションの促進**（企業の研究開発支援等）**に柔軟に活用すべき**
- 地方自治体は、温室効果ガスの排出削減を着実に進めていく上で重要な役割を担っている。**税収の一部を、地方自治体が主体的に活用可能な仕組みとすべき**

各国の炭素税の税収用途

国名(税目)	税収用途
スウェーデン (CO2税)	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計 労働税の負担軽減、低所得者層の負担軽減等
フランス (炭素税)	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と特別会計の併用 (一般会計)競争力強化・雇用促進税額控除、交通インフラ資金調達庁の一部 (特別会計)エネルギー移行のための特別会計に充当
カナダBC州 (炭素税)	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計 低所得者層の所得税減税、法人税減税、研究開発税控除等(税収中立)
カナダAB州 (炭素税)	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計 中小企業の法人税減税、家計への還付、省エネ支援、研究開発支援等
日本 (地球温暖化対策税)	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計 省エネ対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO2排出抑制

エネルギー特別対策会計(エネルギー需給勘定)における地方公共団体向け歳出額

エネルギー需給構造高度化対策費	国庫補助額 (補助事業のうち、「自治体」のみを対象とした予算額)	割合
3,666億円	320億	※8.7%

(出典)平成29年度内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計歳入歳出予定額各目明細書
(参考資料)平成29年度 エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業
※「対象事業の一部に自治体を含むもの」を含めると17.2%

(出典)平成29年度主税局委託調査
炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析

提言4 家計・産業への配慮措置について

- 1990年代の炭素税導入事例が少ないフェーズでは、低い税率を設定した上で、減免措置や軽減税率の適用などの配慮措置を講じてきた。一方、2000年代後半以降、多くの国においてカーボンプライシングの導入や価格の引上げが進んだフェーズにおいては、配慮措置の必要性は低下してきており、欧州においても減免措置の縮小が行われている
- **国際競争力や炭素リーケージの懸念、家計への負担増加の影響に対し、課税の仕組みや税率の設定、税金の活用等を駆使しつつ、変化する世界の情勢に対応した適切な配慮措置を講じていく必要**

提言5 合意形成手法について

- 日本では、温対税が導入されているものの、その認知度は低く、また産業界からの反対も根強い。**国民会議やコンサルテーションプロセスにおいて、幅広いステークホルダを巻き込み対話を重ねるとともに、政府が一貫した姿勢を示すことが重要**
- 日本では、東京都と埼玉県において排出量取引が実施されている。**国レベルの施策の検討に当たっては、国と地方の連携を通じ、地方自治体の知見を国の施策に反映するとともに、地方レベルの施策と統合的な制度とすべき**